

・国土強靭化の推進方針として、「事前に備えるべき9つの目標」及び「横断的施策分野」の項目ごとに、今後、必要な取組を検討し、とりまとめを行った。

板野町国土強靭化地域計画の概要

板野町国土強靭化 地域計画とは

- ・国土強靭化基本法(第13条)に基づく地域強靭化計画として、大規模な自然災害等が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った「強靭な板野町」をつくりあげるための計画。
- ・国や県、周辺市町村、関係機関等との連携のもと、町及び住民の協働により、板野町の強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる。

■基本目標

- ① 町民の生命の保護が最大限図られる
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

■計画期間

改定から令和8年度まで その後概ね5年ごとに見直し

■想定するリスク

- 南海トラフ巨大地震 ○ 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震 ○ 台風等による風水害 ○ 大雨や地震による土砂災害 ○ 複合災害

■板野町の防災・減災対策の3つの柱(リーディングプロジェクト)

本町の“強み”である「高速交通網へのアクセス性」や「道の駅等の防災時の拠点となる施設の存在」等を活かしつつ、本町の防災・減災対策の3つの柱（リーディングプロジェクト）として位置付ける。

I. 道の駅を核とした防災・減災対策

津波による被害のない安全な町であり、板野IC・藍住ICに近接している立地特性を活かした、“シームレスな道の駅”的整備により、平常時の地域活性化施設として、また、災害時の防災拠点施設として活用を図る。

●立地特性

- ・高速交通網（板野IC・藍住IC）へのアクセス性が高く、津波による被害が無い。板野町役場や徳島板野警察署板野庁舎に近接。**→ 平常時の地域活性化の拠点として、また、災害時の救援救助活動等の拠点としての活用を図る**



道の駅いたの(左:広域図、右:詳細図) ※広域図は徳島県津波浸水想定区域図を加工

●道の駅に求められる役割と機能

- ・大規模な災害が発生した際に、「平常時の“地域活性化へ寄与する機能”」がスムーズに「災害時の“防災拠点機能”」として活用可能となる**「シームレス（継ぎ目のない）な道の駅」**として機能促進を図る。

区域	機能	平常時の役割
Iエネルギー供給区域	移動式水素ステーション	・未来志向型のエネルギー供給基地
防災区域	防災施設（防災倉庫、非常用発電設備、ヘリポート、耐震性貯水槽、災害用トイレ等）、アマチュア無線通信室	・非常用物資の備蓄 ・防災訓練、救助訓練等に活用
地域連携区域	多目的広場	・来訪者の多様な活動を支援
地域振興施設区域	駐車場、トイレ、地域情報発信センター、トッピング等	・来訪者の往来を支援
シームレスな移行	飲食施設、特産物販売所、加工施設等	・地域の基幹産業である農業の活性化への寄与 ・来訪者への“食”や“地域特産物”等の提供
	管理・救護、研修、地域福祉、休憩等の施設	・地域コミュニティの活性化に向けた多様な活動を支援
	サイネージ	・多様な情報を発信
高速バス停留区域	路線・高速バス停留所、トイレ	・新しい人の流れづくりと地域交通の再生・活性化
その他	道の駅周辺事業所等（宿泊施設、商業施設等）	・道の駅との相乗効果が期待できる施設等

災害時の役割
・災害時の「エネルギー供給基地」としての機能
・住民及び広域的な避難者の支援拠点「物資調達・供給基地」としての機能
・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊やライフライン事業者の応急・復旧活動等の「活動・滞在拠点」としての機能
・「応急仮設住宅建設候補地」「車中泊避難者の受入場所」としての機能
・「災害情報・避難所情報」等の情報発信機能
・飲食施設や特産物等を活用した「食料提供拠点」としての機能
・災害発生時の多様な機関の「活動拠点（支援基地等）」としての機能
・被災者・ボランティア等や資機材等の輸送により支援機能
・住民や広域的な避難者の生活を支援する機能

II. 本町の強みを活かした事前復興への備え

徳島県広域防災活動計画において災害時の活動拠点の候補地となっている「あすたむらんど徳島」や「板野町田園パーク」、徳島県地域防災計画において電気事業者活動拠点となっている「道の駅」等の施設を有する特性を活かし、速やかな復旧・復興への備えに努める。

●広域的な拠点施設としての機能強化

- ・板野町田園パーク（屋外）とあすたむらんど徳島（屋外）が徳島県広域防災活動計画において「救助救急活動拠点」の候補地、板野町田園パーク健康の館（屋内）が「地域内輸送拠点」の候補地、「道の駅いたの」が徳島県地域防災計画において「電気事業者活動拠点」となっており、大規模災害時の後方拠点としての機能強化に努める。
- ・関係機関と連携を図りながら、「田園パーク」と「あすたむらんど徳島」、「道の駅いたの」等の既存施設を災害時に拠点となる施設の適切な役割分担と連携体制の検討に努める。



●大規模災害時の速やかな復旧・復興への備え

- ・経済活動の早期再開の実現には、ライフル線の復旧等が不可欠であり、「道の駅いたの」を活動拠点としたライフル線事業者との協定の締結により、早期の応急・復旧活動の支援体制の強化等に努める。
- ・大規模な災害が発生した際に、速やかに応急仮設住宅等の建設につなげていくために、応急仮設住宅の建設候補地等の確保に取組む。
- ・災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、速やかな復旧・復興につながることが期待されることから、地域住民や自主防災組織と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。

●復旧・復興に携わる民間事業者の支援

- ・徳島県内の情報インフラの復旧を担う企業が本町にあり、ライフル線事業者の速やかな応急・復旧活動の支援に向け、国や県、関係機関との連携のもと、道路網の強化や道路啓開に向けた体制強化に努める。

III. 地域の防災を担う人材育成

「自らの命は、自らが守る」という自助を基本に、住民、自主防災組織、町等の関係者が連携強化を図りながら、様々な防災・減災対策に取組む。

●住民・自主防災組織・消防団等の強化

- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、板野町自主防災組織協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。
- ・多様化する災害への対応に向け、消防団の装備資機材の充実・強化を図るとともに、参加しやすい雰囲気づくり等により、若年層や通勤者等の入団促進に努める。また、現職の消防団員の退職防止に向け、地震の揺れによって生じる被害の周知等による危機意識の向上を図るとともに、魅力ある消防団活動等の検討に努める。
- ・若い力の消防団活動への参加が強く期待されるなか、徳島工業短期大学が立地している特性を活かし、学生消防団員の採用等の検討に取組む。
- ・「消防団協力事業所表示制度」の導入により、事業所の消防団活動への協力を促し、地域防災体制の充実に努める。



●地域の企業・大学等との連携強化

- ・本町に、徳島工業短期大学が立地している特性を活かし、徳島工業短期大学と板野町の協定（平成26年3月）に基づき、大学と地域等の連携強化を図りながら、防災や地域の活性化につながる研究開発等の取組を図る。
- ・災害時における徳島工業短期大学の有する技術や資機材、人材の活用に向け、様々な連携方策の検討に努める。
- ・大学の学生が、地域の防災力を担う貴重な人材であるとの認識のもと、大学等と連携を図りながら、学生等の防災意識の高揚や地域との交流機会の充実等に努める。

●職員一人ひとりの防災対応能力の向上

- ・職員初動マニュアルやBCPの策定・見直し等を通じて、職員一人ひとりの防災対応能力の向上を図る。

板野町国土強靭化地域計画の概要

■地域の強靭化に向けた推進方針 ※主要な方針の抜粋 ◎：ハード対策が主、○：ソフト対策が主

事前に備える
べき目標 ①

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

◎公共施設等の耐震化の推進、◎住宅・建築物の耐震化の促進

- ・南海トラフの巨大地震が発生した際、多くの人的被害・建物被害が生じる可能性があることから、公共施設等の耐震化・非構造部材の耐震対策に取組む。
→町有特定建築物の耐震化率：75.0% (R4) →100% (R8)
- ・本町の南海トラフによる人的被害の多くは、揺れによるものであることから、住民等の命を守るために、減災効果の大きい住宅の耐震化に取組む。
→住宅の耐震化率：75.7% (R4) →100% (R8)

○建築物等の倒壊防止対策

- ・建築物等の倒壊による被害拡大を抑制するため、空き家対策等に取組むとともに、「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、住民の危機意識の高揚に努める。また、徳島県が作成する中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定の周知・啓発等に取組む。

○建築物等における防火用設備等の充実

- ・社会福祉施設や病院等における防火用設備等の充実を図るとともに、住宅等における住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。
→町営住宅の防火設備（消火器等）設置率：100% (R4) →100% (R8)

○自助・共助の取組強化

- ・防災の基本は、「自助」であるとの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、自主防災組織の活動支援や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及等に努め、自助・共助の取組強化に努める。

○救助・救急・消防活動体制の強化

- ・地域防災力の向上に向け、消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化等に努めるとともに、円滑な救助・救急・消防活動等に向け、広域的な連携強化に取組む。
→消防団員の確保：107人 (R4) →120人 (R8)

○交通施設等の機能確保

- ・JR等と連携を図りながら、交通施設等の耐震対策に努める。

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水

○河川整備等の推進

- ・「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針」に基づき、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の推進に努める。また、河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備等の要望に努める。

○事前の防災力の強化、○避難対策の推進

- ・大規模水害による被害を最小限にするため、洪水ハザードマップの作成やタイムラインの運用等により、住民の防災意識の高揚や避難体制の強化等に努める。
- ・人的被害の回避や被害の最小化をめざし、円滑な避難行動を促すための条件整備や実践的な演習の実施に努める。

○台風等の気象情報に関する住民の理解促進

- ・各機関から発信される気象情報や防災情報等に関して、住民の理解を高め、正しい避難行動等を促す。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

○土砂災害対策の促進、○土砂災害等に対する防災意識の啓発

- ・土砂災害による被害を最小限にするため、国・徳島県と連携を図りながら、土砂災害対策に努める。
- ・土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害に対する住民の防災意識の高揚を図る。

○警戒避難体制の整備

- ・円滑な避難の実現に向け、土砂災害（特別）警戒区域内に位置する世帯情報等の把握等に努める。

○指定避難所の確保

- ・土砂災害発生時においても安全な避難所の確保に努める。

○ため池対策の推進

- ・防災重点農業用ため池を中心として被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の計画的な推進に努める。
→ため池耐震工事：0箇所 (R4) →6箇所 (R8)

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○情報伝達体制の強化

- ・防災行政無線（デジタル）や情報伝達手段の多重化、住民相互の呼びかけ等を促し、確実かつ継続的な情報伝達体制の強化に努める。

○情報収集・共有体制の強化

- ・情報収集・共有体制の強化に向け、既存ツールの普及促進や新たなシステム等の検討に取組む。

○災害時要援護者対策の促進

- ・避難行動要支援者名簿の作成や個別支援プランの作成、民間事業者や民生・児童委員をはじめとした関係団体等との連携体制の検討に取組む。
→避難行動要支援者個別支援プランの作成：30% (R4) →100% (R8)

1-6 多数の災害関連死の発生

○災害医療体制の構築

- ・災害時における災害関連死の抑制を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害医療体制の構築に努める。
→災害用医薬品の備蓄：事前の契約締結 (R8)

○避難環境の向上

- ・長期の避難生活に備えて、多様な避難所の確保に取組むとともに、避難所の機能強化や自主的な避難所の開設・運営体制の構築等に努める。
- ・学校施設においては、教職員が避難所リーダーとして活躍できる体制構築や学校教育活動の早期再開に向けた検討に取組む。
→避難所運営リーダーの育成：11名 (R4) →10箇所 × 2名 (R8)

○要援護者支援の強化

- ・福祉避難所の確保を図るとともに、装備資機材の充実や運営体制の構築等に努める。
→福祉避難所数：4施設 (R4) →6施設 (R8)

事前に備える
べき目標 ②

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○食料や水等の備蓄の推進

- ・家庭や自主防災地域、町、徳島県等が、それぞれの適切な役割に応じた備蓄に努める。
→備蓄量：（一般、要配慮者）45,440食、3,500食 (R4) →随時更新 (R8)



備蓄倉庫

○物資調達・供給体制の構築

- ・町内に立地している民間事業者等との連携を図りながら、流通備蓄や調達が可能となる体制の構築に努める。また、道の駅等の拠点となる施設における機能強化や運営体制の構築、受援計画の活用に努める。

- 物資調達に関する協定締結数：5件 (R4) →10件 (R8)

○水道施設の耐震化

- ・災害時においても、生活に必要な給水の確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、速やかな応急復旧に向けた体制づくり、応急給水体制の構築等に努める。
→管路の耐震化：12.3% (R4) →15.0% (R8)

○災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備

- ・災害時要援護者等が、避難所で生活する上での環境整備や必要な物資の確保等に努める。

○救援物資等の受援体制の整備

- ・道の駅等の活用も見据えながら、大規模な災害時における全国各地からの救援物資等の受援体制の検討、後方支援拠点としての機能強化等に努める。

○救援物資等の輸送路の確保対策

- ・後方支援拠点として重要な役割を担う施設等を有しており、国や徳島県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携のもと道路網等の強化を図る。

○ヘリコプターによる支援体制の強化

- ・ヘリポート等を活用した空からの救助・救急や物資の輸送等の体制強化を図る。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の活動拠点の確保

- ・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の活動支援に向け、あすたむらんど徳島や道の駅等の防災拠点の機能強化に努める。

○防災拠点等のエネルギー確保

- ・各種機関の救助・救急、医療活動に必要となるエネルギーの確保に努める。

○消防団や自主防災組織の充実強化

- ・自助・共助に重要な役割を担う消防団や自主防災組織の充実強化に努める。特に、魅力ある消防団活動等の検討や企業との連携、徳島工業短期大学の学生消防団員の確保等、多様な担い手の確保に努める。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

○帰宅困難者の受入体制等の確保

- ・各学校や事業所における備蓄等を促すとともに、帰宅困難者の発生を見据えた公的備蓄の確保等に努める。

○緊急輸送道路等の強化

- ・帰宅困難者の発生の抑制、速やかな帰宅を促すために、国や徳島県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携のもと道路網等の強化を図る。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○災害医療体制の構築

- ・災害時においても医療の提供の継続を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害医療体制の構築に努める。

○交通網の寸断への備え

- ・交通網の途絶を防ぐため、道路網等の強化に努めるとともに、交通網が寸断した際ににおいても、ヘリポート等を活用した救急搬送等の体制強化を図る。

○感染症の発生・まん延防止

- ・感染症の発生・まん延防止に向け、関係機関との連携のもと、助言・指導体制の構築、避難所における適切なゴミ処理、災害廃棄物の適正処理等に努める。

○下水道対策の推進

- ・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震設計による下水管渠の整備や下水道BCPの継続的な改善に努める。
→下水道供用区域：127ha (R4) →155ha (R8)

板野町国土強靭化地域計画の概要

■地域の強靭化に向けた推進方針 ※主要な方針の抜粋

◎：ハード対策が主、○：ソフト対策が主

事前に備える
べき目標

(3)

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による
治安の悪化

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による
行政機能の機能不全

◎行政機能の維持

- ・災害が発生した際ににおいても、行政機能の維持・早期再開が図られるよう、施設の機能強化や体制整備、職員の防災対応能力の向上等に努める。
- ・また、後方支援拠点としての体制強化に向け、災害時の相互応援協定の締結に取組むとともに、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討等に努める。

→町職員の防災士取得者：19人(R4)→30人(R8)

◎情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策

- ・各種の住民データ等の行政情報の遺失を防止し、システム被害を受けた際の迅速な再開に向けた体制整備等に努める。

◎警察機能の維持

- ・大規模な災害が発生した際にも、治安の維持を図るため、関係機関や警察OB等との連携体制の構築に努める。
- ・津波の被害が無く、高速道路ネットワークに恵まれた徳島板野警察署板野庁舎の立地特性を踏まえ、警察機関の防災拠点としての機能強化等に対する要望に取組む。



役場庁舎

事前に備える
べき目標

(4)

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による
情報通信の麻痺・長期停止

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等や郵便事業の長期
停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

◎関係機関間の情報通信確保対策

- ・大規模な災害が発生した際にも、関係機関等との連携が図られるよう、情報通信手段の確保に努める。

◎情報通信事業者や放送事業者等との連携

- ・関係機関等との連携のもと、非常用特設公衆電話の配備や臨時災害FM放送局の開設を見据えた体制整備等、災害の発生時においても、必要な情報が伝達できるような体制の構築に努める。また、災害用伝言板の利用方法等について、住民への周知・啓発を図る。

→特設公衆電話の配備：12箇所(R4)→15箇所(R8)

◎非常用電力の確保

- ・災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源等の確保に努める。

→避難所における非常用発電機の確保数：31個(R4)→41個(R8)

事前に備える
べき目標

(5)

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による
企業の生産力低下による地域経済の疲弊

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に
必要なエネルギー供給の停止

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や
商取引に甚大な影響が発生する事態

◎企業のBCP策定支援

- ・災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、県や関係機関と連携を図りながら、企業等のBCP策定や耐災害性の向上を促す。

◎金融サービスの提供体制の構築

- ・災害時においても金融サービス等が維持されるよう、金融機関等との連携強化に努める。

◎町内企業等の危険物の適正管理

- ・町内企業等における危険物の保有・管理状況の実態把握や適正管理に向けた周知等に努める。

◎被災企業の支援体制の構築

- ・被災企業等の経営の維持安定を支援するため、融資制度等の周知に努める。

5-5 食料等の安定供給の停滞

◎農業生産基盤等の災害対応力の強化

- ・大規模な災害が発生した際ににおいても、営農活動が継続されるような体制整備に努める。

事前に備える
べき目標

(6)

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)
や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

6-2 上水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

◎災害時のエネルギー確保

- ・電力は、生活になくてはならないものであり、電力事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等に努める。また、自然エネルギーの導入等、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。
- ・道の駅に整備した設備等を活用し、平常時と災害時の両立を見据えたエネルギー供給のモデル的な取組みを進める。

◎ライフラインの早期復旧に向けた体制整備

- ・経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結や合同訓練の実施、道の駅の活用も含めた活動拠点の確保等、早期の応急・復旧活動に向けた体制の強化等に努める。



移動式給水タンク

◎水道施設の耐震化

- ・災害時においても、生活に必要な給水の確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、速やかな応急復旧に向けた体制づくり、応急給水体制の構築等に努める。

→管路の耐震化：12.3%(R4)→15.0%(R8)

◎農業水利施設の強化

- ・大規模な災害が発生した際ににおいても、営農活動が継続されるような体制整備に努める。

◎汚水処理施設の対策

- ・汚水処理施設の耐震化や下水道BCPの継続的な改善に努める。

→下水道供用区域：103ha(H27)→127ha(H31)

6-4 交通ネットワークが分断する事態

◎道路網の強化

- ・後方支援拠点として重要な役割を担う施設等を有しており、国や徳島県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携のもと道路網等の強化を図る。



徳島自動車道

◎緊急車両等の円滑な通行の確保

- ・応急・復旧活動等に必要となる車両等の円滑な移動を促すため、緊急通行車両事前届出制度等の運用や徳島県の災害時情報共有システムの活用等に努める。

事前に備える
べき目標

(7)

制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

◎住宅・建築物の耐震化の促進

- ・本町の南海トラフの巨大地震等による人的被害の多くは、揺れによるものであることから、住民等の命を守るために、減災効果の大きい住宅の耐震化に取組む。

→住宅の耐震化率：75.7%(R4)→100%(R8)

◎建築物等の倒壊防止対策

- ・大規模地震時の建築物等の倒壊による被害拡大を抑制するため、空き家対策等に取組むとともに、徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、住民の危機意識の高揚に努める。また、徳島県が作成する中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定の周知・啓発等に取組む。

◎応急危険度判定の実施に向けた体制強化

- ・発災後、応急危険度判定を円滑に実施するため、徳島県建築士会(板野地域会)や自主防災組織等との連携を図りながら、応急危険度判定士の養成や実施体制の強化等に努める。

◎建築物等における防火用設備等の充実

- ・社会福祉施設や病院等における防火用設備等の充実を図るとともに、住宅等における住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。

→町営住宅の防火設備(消火器等)設置率：100%(R4)→100%(R8)

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による
二次災害の発生

◎土砂災害対策の促進、○土砂災害等に対する防災意識の啓発

- ・土砂災害による被害を最小限にするため、国・徳島県と連携を図りながら、土砂災害対策に努める。
- ・土砂災害(特別)警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害に対する住民の防災意識の高揚を図る。

◎ため池対策の推進

- ・防災重点農業用ため池を中心として被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の計画的な推進に努める。

→ため池耐震工事：0箇所(R4)→6箇所(R8)

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

◎農地保全の対策

- ・農地や水路等の適正管理に努め、農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮に努める。

→活動認定面積：100ha(R4)→100ha(R8)

板野町国土強靭化地域計画の概要

■地域の強靭化に向けた推進方針 ※主要な方針の抜粋 ◎：ハード対策が主、○：ソフト対策が主

事前に備える
べき目標 ⑧

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の適正処理の体制構築

- ・関係機関との連携のもと、大量に発生する災害廃棄物の適正処理等に努める。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○地元の建設業者等の育成、連携強化

- ・道路啓開や応急危険度判定等にて重要な役割を担う、地元の建設業者・建築業者の育成や担い手確保の支援、企業のBCP策定等に努める。

○復興を担う業者・人材の確保

- ・速やかな道路啓開や応急危険度判定等の実現に向け、地元の建設業者・建築士会等との連携強化を図るとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握等に努める。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○警察機能の維持

- ・大規模な災害が発生した際にも、治安の維持を図るため、関係機関や警察OB等との連携体制の構築に努める。
- ・津波の被害が無く、高速道路ネットワークに恵まれた徳島板野警察署板野庁舎の立地特性を踏まえ、警察機関の防災拠点としての機能強化等に対する要望に取組む。

○応急仮設住宅や災害公営住宅の建設候補地等の検討

- ・大規模な災害が発生した際でも、震災による人口の流出を抑制するため、速やかな応急仮設住宅の確保等、被災者の住み処の確保に努める。

○被災者の生活再建の支援

- ・被災者の生活再建の支援に関する事務手続き等に関する職員の対応能力の向上に努める。

8-4 基幹インフラの損壊により 復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水 被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○交通網の寸断への備え

- ・交通網の途絶を防ぐため、道路網等の強化に努めるとともに、交通網が寸断した際ににおいても、ヘリポート等を活用した救急搬送等の体制強化を図る。

○河川整備等の推進

- ・『「水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づき、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の推進に努める。また、河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備等の要望に努める。



平成16年台風23号

リスクコミュニケーション分野

○職員の防災意識の高揚

- ・町職員一人ひとりが防災の要であるとの自覚のもと、様々な防災・減災対策に努める。

○住民の防災意識の高揚

- ・年齢層に応じて防災について学ぶ機会の充実や自主防災組織の活動支援、地域の防災リーダーの確保・育成等に努める。
- ・災害時の各種ボランティア活動等における中高生の活動を促すため、多様な防災教育に努める。
- ・徳島県や関係機関等との連携のもと、多様な学びの機会の拡充等に努める。

○関係者間の協働・連携強化

- ・住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、徳島県、町、その他の関係者が、協働の体制により、防災・減災対策に努める。

長寿命化対策分野

○公共施設の老朽化対策

- ・「板野町公共施設等総合管理計画」の策定に取り組み、住民目線に立った公共施設の在り方を明確にする。

研究開発分野

○大学等との連携強化

- ・徳島工業短期大学等との連携により、地域の活性化や防災・減災対策に努める。

○道の駅の活用

- ・道の駅の活用による地域の活性化や防災・減災対策につながる取組み等の研究に努める。

過疎対策分野

○人口定着対策

- ・人口減少に抑制をかけることで、地域防災力の維持・充実等につながることから、様々な人口定着対策に努める。



道の駅「いたの」全景

9-2 大規模な災害の発生を機に、人口の流出等が生じる事態

○事前復興計画の検討

- ・地域住民等と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。

事前に備える
べき目標 ⑨

防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり

9-1 人口減少・少子高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

○道の駅の活用

- ・町の総合的な販売・PR、住民の安心拠点としての機能に加え、移動式水素ステーション等を整備した、未来の交通体系を先取りする「道の駅」として活用を図る。

【道の駅に求められる役割と機能】

- ・町の活性化における核となる施設として、また、災害時の広域の防災拠点として「道の駅」の活用に取り組む。
- ・町の基幹産業である農業の強化に向け、6次産業化等産業連携の促進につながる施設・機能
- ・観光客や来訪者等が訪れ、憩いややうのい、楽しみを実感できる施設・機能
- ・地域住民のコミュニティの形成や日常生活の利便性向上、安全・安心に寄与する施設・機能
- ・大規模な津波災害等が懸念されている沿岸部の被災地と支援部隊等を結ぶ後方支援拠点としての活用可能な施設・機能

